

札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、心身に不安を抱えるひとり暮らし高齢者や重度の身体障がい者等の自宅に専用の通報機器を設置し、各種相談や家庭内での急病やけが等の通報に対して、医療や介護、福祉等に関する専門的な知識を有する職員が常駐するオペレーションセンターにおいて24時間体制で適切な対応を行うほか、本人に対して定期的な電話訪問を行うことにより、日常生活における不安の解消と安心の確保を図り、住み慣れた地域で継続して自立した生活を営めるよう支援することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり暮らし 同居者がいない、又は、同居者が病院・施設等に3か月以上入院・入所している場合等で、今後退院・退所の見込みがないと判断できる状態のことをいう。
- (2) 在宅 病院・施設以外のことをいう。なお、緊急通報対応サービス及び生活相談サービスを提供する有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等は含まない。
- (3) 通報機器 電話回線等を使用して、簡易な操作により指定した場所に通報を送出する装置のことをいう。

（実施主体）

第3条 札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業（以下「事業」という。）の実施主体は札幌市とする。ただし、利用開始、利用者負担額、利用廃止等のサービス利用に係る決定事務を除き、適切な事業運営ができると認められる法人（以下「受託法人」という。）に業務を委託することができる。

2 受託法人は、札幌市が認めた場合において、委託を受けた業務の一部を第三者に再委託することができる。

（事業内容）

第4条 市長は、事業の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 相談連絡及び緊急通報を受付けるオペレーションセンターの設置
- (2) 事業を利用する市民の住居内への通報機器の設置
- (3) 各種相談及び家庭内での急病やけが等の緊急通報への24時間体制による対応
- (4) 定期的な電話訪問（以下「お元気コール」という。）

2 前項に掲げる業務には、警備業法第2条第1項に定める業務は含まない。

（対象者）

第5条 事業を利用できる者は、札幌市に住居を有し、在宅で生活する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 「65歳以上のひとり暮らし高齢者」又は「世帯員全員が65歳以上の世帯に属する高齢者」のいずれかで、かつ、本人の状態が次のア、イ又はウのいずれかに該当するもの
ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する「要介護者」又は「要支援者」
イ 慢性疾患のため日常生活上注意を要すると認められる者
ウ 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条第1項第2号に規定する「事業対象者」

(2) 「60歳以上65歳未満のひとり暮らしの者」で、前号アに該当するもの（同号アに準ずる審査判定を受けている者を含む。）

(3) 85歳以上のひとり暮らし高齢者

(4) 18歳以上の重度身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第4条に該当し、その障がいの程度が原則として同法施行規則（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの）かつ次のア又はイのいずれかに該当するもの。ただし、ひとり暮らしであること、又は、他の世帯員がいずれも「前段に規定する重度身体障がい者」、「65歳以上の高齢者で第1号ア、イ又はウに該当するもの」、「60歳以上65歳未満の者で第1号アに該当するもの（同号アに準ずる審査判定を受けている者を含む。）」若しくは「85歳以上の高齢者」であること、のいずれかに該当するものに限る。

ア 移動能力等に障がい有するため、緊急時に迅速な避難又は連絡手段の確保が困難な者

イ 内部障がい有し、日常生活上注意を要すると認められる者

（申請）

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱（以下「共通要綱」という。）に定める「福祉サービス利用申請書」（共通様式1）及び「誓約書」（様式1）をその居住する区を所管する保健福祉部長（以下「保健福祉部長」という。）に提出しなければならない。

2 申請者は事業を利用するにあたり、緊急時の連絡先となる者（以下「緊急連絡先」という。）を、その者の承諾を得たうえで届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により緊急連絡先を見つけることが困難な場合はこの限りではない。

3 申請者は、第8条に定める緊急時等に利用者宅に訪問して援助を行う者（以下「地域協力員」という。）を登録する場合、その地域協力員の承諾を得たうえで、「地域協力員承諾書」（様式2）を申請書に添付して提出するものとする。

（決定及び通知）

第7条 保健福祉部長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、実態調査等を行い、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、その結果を共通要綱に定める「決定通知書」（共通様式8）又は「却下通知書」（共通様式11）により申請者に通知するものとする。

2 保健福祉部長は、前項の規定により利用決定したときは、当該決定を受けた者（以下「利用者」という。）に係る「利用者登録台帳」（様式3）を作成するとともに、「札幌市あんしんコール事業協力依頼書」（様式4）により地域協力員に、共通要綱に定める「決定通知書」（共通様式8）により受託法人に、それぞれ通知するものとする。

（地域協力員）

第8条 地域協力員は、利用者の近隣に居住する者で、援助の依頼を受けてから速やかに利用者の住居（以下「利用者宅」という。）に到着できる者とし、利用者の安否の確認あるいは利用者が病院に搬送された場合の利用者の親族等への連絡及び利用者宅の保守等を主な役割とする。

2 地域協力員の登録人数は利用者1人につき2人を上限とする。

3 地域協力員は、事業で知り得た利用者等の個人情報等を他に漏らしてはならない。

（事業の開始）

第9条 市長又は第7条第2項の規定による通知を受けた受託法人は、次に掲げる機器等を通報機器として利用者宅に設置し、業務を開始する。

(1) 通報機器本体

(2) 携帯用（ペンダント型）小型無線発信機

- 2 前項各号に規定された機器の設置台数は、利用者1人につきそれぞれ1台とする。
- 3 通報機器を使用するために必要な電話回線等は、利用者が用意しておくものとする。
- 4 受託法人は、通報機器を設置後、機器設置日を速やかに保健福祉部長へ通知するものとする。

（通報機器等の管理）

第10条 利用者は、善良な管理者の義務をもって通報機器を使用するとともに、通報機器をこの事業の目的に反する使用をし、他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により通報機器を破損又は滅失したときは、その損害額を賠償しなければならない。

（通報への対応）

第11条 通報機器による通報への対応は、オペレーションセンターが行う。

- 2 オペレーションセンターは、利用者からの医療・介護等に関する各種相談及び家庭内での急病やけが等の緊急通報への対応を24時間体制で行うものとする。
- 3 オペレーションセンターには、相談や緊急通報に対する適切なアセスメントを行うための、医療や介護、福祉等の専門知識を有する職員（以下「専門職員」）が常駐するものとする。
- 4 オペレーションセンターは、受けた通報の内容が、救急を要するもの又はその恐れがあるものと判断される場合は、消防局へ救急出動を要請するとともに、地域協力員に対して利用者宅への駆け付け支援を要請するものとする。
- 5 前項の場合において、地域協力員が駆け付けできる状況に無い場合や地域協力員が登録されていない場合等は、受託法人等が必要に応じて訪問するものとする。

（お元気コールの実施）

第12条 オペレーションセンターの専門職員は、定期的に利用者に対して電話訪問し、利用者の現況等を把握するとともに、孤独感や日常生活における不安の解消に努めなければならない。

（届出義務）

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに保健福祉部長に届け出なければならない。

- (1) 病院入院等により一定期間不在となる場合
- (2) 第6条の規定により申請した内容に変更が生じた場合
- (3) 第5条に規定する対象者要件に該当しなくなった場合
- (4) 事業を利用する必要がなくなった場合

（利用の廃止等）

第14条 保健福祉部長は、前条第1項第1号の規定による届出があったときは、その内容を速やかに受託法人に通知するものとする。

- 2 保健福祉部長は、前条第1項第2号の規定による届出があったときは、「札幌市あんしんコール事業変更事務連絡書」（様式5）等により地域協力員及び受託法人に通知するものとする。
- 3 保健福祉部長は、前条第1項第3号による届出があったときは、利用を廃止し、共通要綱に定める「廃止通知書」（共通様式10）により、利用者、地域協力員、受託法人に通知する。
- 4 保健福祉部長は、第5条に規定する対象者要件に該当しなくなった場合、又は、利用者が第15条に規定する費用の支払いを2月以上怠った場合は、利用を廃止することができる。この場合において、利用者、地域協力員、受託法人への通知方法は前項と同様とする。
- 5 受託法人は、第3項又は第4項による通知を受けたときは、当該通知に基づき、速やかに利用

者宅から通報機器を撤去するものとする。

（費用の負担等）

第15条 利用者は、事業利用に要する費用の一部を利用料として、別表の区分のとおり負担するものとする。

2 利用料について、毎年度7月以降の区分は、当該利用者及び当該利用者の属する世帯の世帯員の当該年度の市町村民税課税状況に基づき決定するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、高齢保健福祉部長及び障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、事業の開始に必要な準備行為は施行日前において行うことができる。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、札幌市高齢者緊急通報システム事業実施要綱又は札幌市身体障がい者緊急通報システム事業実施要綱（以下「旧要綱」と総称する。）又は札幌市高齢者緊急通報システムモデル事業実施要綱（以下「モデル事業要綱」という。）のいずれかの要綱の規定により利用決定し、平成25年11月30日現在利用中の者（以下「旧制度利用者」という。）については、この要綱の第6条の規定に基づく申請を行い、かつ、第7条の規定に基づく決定を受けた者とみなす。

3 旧要綱に基づき旧制度利用者が使用している通報機器一式（センサー類含む。）は、第9条第1項に規定された通報機器一式と同等とみなし、事業において引き続き使用できるものとする。

4 第15条第1項に規定する費用負担について、平成25年3月31日までに旧要綱の規定に基づき利用申請し、かつ、平成25年11月30日現在利用中の者については、これを免除するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、準備行為は施行日前において行うことができる。

（経過措置）

2 平成26年3月31日時点で現に札幌市高齢者ケア付住宅事業実施要綱に規定する住宅（以下「ケア付住宅」という。）に入居しており、かつ、引き続き当該住宅に居住している者（以下「ケア付住宅事業移行者」という。）については、第5条に規定する対象者要件を満たした者とみなす。ただし、市営住宅ひばりが丘団地のケア付住宅事業移行者については、札幌市高齢者ケア付住宅事業に係る緊急通報業務事務取扱要領第2条に規定する要件を満たす者に限るものとする。

3 ケア付住宅事業移行者については、区保健福祉部長は第7条に規定する実態調査を省略することができるものとする。

4 第15条第1項に規定する費用負担について、ケア付住宅事業移行者については、これを免除するものとする。

5 別表に定める生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける被保護者で、平成26

年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者に係る費用負担額については、平成27年6月30日までの間はなお従前の例による。

- 6 別表に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受ける中国残留邦人等で、平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴う支援給付基準の改正により支援給付が廃止された者に係る利用者費用額については、平成27年6月30日までの間はなお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表に定める生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける被保護者で、平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者に係る費用負担額については、平成28年6月30日までの間はなお従前の例による。
- 3 別表に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受ける中国残留邦人等で、平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴う支援給付基準の改正により支援給付が廃止された者に係る利用者費用額については、平成28年6月30日までの間はなお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表に定める生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者で、平成30年10月1日施行の生活保護基準の改正に伴い生活保護が廃止された者に係る利用料については、平成31年6月30日までの間はなお従前の例による。
- 3 別表に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受ける中国残留邦人等で、平成30年10月1日の生活保護基準の改正に伴う支援給付基準の改正により支援給付が廃止された者に係る利用料については、平成31年6月30日までの間はなお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第 15 条関係）

区 分		利用料
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受ける被保護者	0 円
B	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の適用を受ける中国残留邦人等	
C	当該年度分（4 月から 6 月までの利用料にあつては、前年度分）の市町村民税が課税されていない世帯に属する者	月額 300 円
D	上記以外の者	月額 900 円

※ 1 上表の利用料の発生期間は、通報機器設置日の属する月（以下「利用開始月」という。）から保健福祉部長が利用廃止を決定した日の属する月（以下「利用廃止月」という。）までを基準とする。

※ 2 利用料は、利用開始月は 1 か月の額とし、利用廃止月は 0 円とする。

※ 3 利用開始月と利用廃止月が同月の場合は、当該月の利用料は、1 か月の額とする。